

令和 7 年

第 3 回 由 利 本 荘 市 議 会
臨 時 会 （ 1 1 月 ） 提 出 議 案

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

秋 田 県 由 利 本 荘 市

令和7年第3回由利本荘市議会臨時会（11月）提出議案一覧表		ページ
報告第 14号	令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告	1
議案第138号	由利本荘市監査委員の選任について	2
議案第139号	市道薬師堂25号線他道路改良工事請負変更契約の締結について	3
議案第140号	奨学金返還請求裁判の和解について	4
議案第141号	令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（第13号）	別 冊

報告第 1 4 号

令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 3 号）専決処分報告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 3 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 1 月 1 1 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

議案第 138 号

由利本荘市監査委員の選任について

次の者を由利本荘市監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 長沼 久利

昭和 年 月 日生

令和 7 年 11 月 11 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市監査委員を選任するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 139 号

市道薬師堂 25 号線他道路改良工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更し、締結するものとする。

- 1 契約の目的 市道薬師堂 25 号線他道路改良工事
- 2 契約金額 334,392,300 円
(変更前 298,194,600 円)
- 3 契約の相手方 由利本荘市一番堰 181 番地
村岡建設工業株式会社
代表取締役 村岡 兼幸

令和 7 年 11 月 11 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

市道薬師堂 25 号線他道路改良工事請負変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 140 号

奨学金返還請求裁判の和解について

秋田地方裁判所本荘支部令和 7 年（ワ）第 12 号奨学金返還請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 秋田地方裁判所本荘支部令和 7 年（ワ）第 12 号奨学金返還請求事件

2 当事者 原告 由利本荘市
被告

3 和解内容

（1）被告は、原告に対し、本件奨学金返還債務として 208 万 5000 円の支払義務があることを認める。

（2）被告は、原告に対し、前項の金員を次のとおり分割して、原告指定の方法により支払う。

① 令和 7 年 11 月から令和 10 年 5 月まで、毎月末日限り 6 万円ずつ。

ただし、この間の 6 月及び 12 月は、4 万円を加算し、10 万円ずつとする。

② 令和 10 年 6 月 30 日限り 2 万 5000 円

（3）被告が前項の分割金の支払いを 2 回以上怠り、かつ、その額が 12 万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第 1 項の金員（第 2 項による既払金があるときはその額を控除した残額）を直ちに支払う。

（4）原告は、その余の請求を放棄する。

（5）原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（6）訴訟費用は各自の負担とする。

令和7年11月11日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

本件について、裁判所から和解案が提示されたこと及び当事者間の協議が整ったことから和解するにあたり、議会の議決を得ようとするものである。